

第9条（保証）

乙が甲に紹介した被採用者が入社内定後から入社日前及び入社後3か月以内に自己都合（入社辞退含む）又は被採用者の責めに帰すべき事由による解雇により退職した場合、乙は、第5条に基づき甲から受領した人材紹介料を次の各号に定める割合に応じて算定し、甲に返還する。なお、甲及び乙の協議により、他の採用者にかかる報酬との相殺によることができるものとする。

[1]入社前及び勤務開始日から1か月以内に退職した場合：第5条算出額の100%

[2]勤務開始日から1か月以降3か月以内に退職した場合：第5条算出額の50%

2 乙は、前項の返還金を、被採用者の退職月の翌月末、入社前にあつてはその事実が判明した月の翌月末までに、甲の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は乙の負担とする。

3 乙は、甲の社員や過去に乙の紹介により甲に入社した社員に対して、雇用の勧誘。他社への斡旋、退職を促す一切の勧誘行為をしてはならない。